

九州大学筑紫地区福利厚生施設規則

平成16年度九大規則第100号
施行：平成16年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学筑紫地区福利厚生施設（以下「福利厚生施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(福利厚生施設の性格)

第2条 福利厚生施設は、本学の学生及び職員の福利厚生及び課外活動助成のための施設とする。

(管理運営の責任者)

第3条 福利厚生施設の管理運営の責任者は、総合理工学研究院長とする。

(施設)

第4条 福利厚生施設に集会室、和室、食堂、喫茶室、売店等を置く。

(使用者の範囲、使用の許可等)

第5条 福利厚生施設を使用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本学の学生及び職員

(2) 管理運営の責任者が特に認めた者

2 集会室及び和室の使用は、管理運営の責任者の許可を受けなければならない。

第6条 管理運営の責任者は、前条第2項の許可を受けた者がこの規則等及び許可条件に違反したときは、使用の途中であっても当該許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

(損害賠償)

第7条 使用者は、故意又は過失により施設、設備及び備品を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第8条 福利厚生施設の管理運営に関する事務は、筑紫地区事務部において処理する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、使用時間等福利厚生施設の管理運営に関し必要な事項は、総長の承認を得て管理運営の責任者が細則で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。